平成２３年（フ）第６０号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2788番地１
債務者　吉原　博美
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８４号
福岡県古賀市花見東６丁目３番12―703号
債務者　植木　純子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６５号
福岡市東区二又瀬新町14番25―811号
債務者　柳沼　賢吾
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６６号
福岡市東区二又瀬新町14番25―811号
債務者　柳沼由加理
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７６号
福岡県糸島市波多江駅北４―５―21―201
債務者　木原　沙織
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９８号
福岡市東区八田４丁目８番10―406号
債務者　海山文美代（旧姓久米田）
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５７号
福岡市早良区室住団地74番102号
債務者　松本　幸徳
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０６号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目285番地
債務者　上鵜瀬　徹
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９３号
福岡市西区富士見２丁目13番８―201号
債務者　益本智枝子
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８００号
福岡市博多区堅粕４丁目12番６―101号
債務者　大川内博徳
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５１号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地大産春日ビル202号
債務者　田村美智子（旧姓井）
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７９号
福岡県大野城市下大利１丁目７番５号鬼木アパート102号
債務者　森　　正人
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８４号
福岡市博多区美野島３丁目20番16―1201号
グラン博多レジェンド
債務者　金田哲秀こと　金　　哲秀
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２４号
福岡市早良区城西２丁目13番48―305号
債務者　鶴本真帆子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２７号
福岡市西区愛宕浜２丁目３番１―708号
債務者　益田　位利
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８５号
福岡市博多区博多駅前４丁目20番23―909号
債務者　眞田　貞子
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９１号
福岡市城南区別府１丁目22番17号
債務者　重松　吉弘
１　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００１号
福岡市博多区吉塚１丁目28番６号
債務者　古川　智朗（旧姓田邉）
１　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部